

## 韓国デザイン保護法の改正動向

高 利 化\*

**抄 録** 韓国デザイン保護法の改正動向と関連し、デザイン制度改正の背景、改正スケジュール、現在施行中である改正デザイン保護法施行規則、国会で審議中のデザイン保護法改正法案、国際デザイン出願制度導入に関するデザイン保護法全面改正の主要内容、ならびにデザイン保護法改正法案に対する評価および今後の見通しについて詳察する。

### 目 次

1. はじめに
2. デザイン制度改正の背景とスケジュール
  2. 1 デザイン制度改正の背景
  2. 2 デザイン制度改正のスケジュール：デザイン法・制度・インフラ改善のための3STEP戦略
3. 改正デザイン保護法施行規則の主要内容 [STEP1]
  3. 1 世界初3D図面提出許容
  3. 2 図面作成方法および提出枚数の自由化
  3. 3 無審査出願対象品目の拡大
  3. 4 組物の出願対象品目の拡大
4. デザイン保護法改正案の主要内容 [STEP2]
  4. 1 デザイン分野の環境変化と国際的規範への対応
  4. 2 デザイン創作者の権利保護強化
  4. 3 デザイン登録出願人の利便性向上のための制度改善
  4. 4 その他の改正事項
5. ハーグ条約を反映したデザイン保護法改正 [STEP3]
6. デザイン保護法改正案に対する評価と今後の見通し
  6. 1 改正案準備手続に対する批判
  6. 2 デザイン保護法改正内容に対する批判
  6. 3 デザイン保護法改正を歓迎する意見
  6. 4 改正案の施行時期など今後の見通し
7. おわりに

### 1. はじめに

韓国のデザイン保護法制は、1961年の意匠法制定後、1980年に条約優先権制度と新規性喪失例外規定が導入され、1997年には無審査制度と複数デザイン制度が導入されてデザイン権の存続期間が10年から15年に拡大し、2001年に部分デザイン制度、2003年に画像デザイン制度が施行されたあと、2004年には書体がデザインの保護客体に追加され、法名称が意匠法からデザイン保護法に変わるなど、デザイン分野の環境の変化にともなって数度の改正を経ながら発展してきた。

韓国特許庁は2009年初め、「デザイン法・制度・インフラ改善のための3STEP戦略」を樹立し、第1段階として3D図面の提出許容、図面作成方法および提出枚数の自由化、無審査出願品目の拡大、組物の品目の拡大を主要内容とするデザイン保護法施行規則を改正して2010年1月1日から施行しているほか、第2段階として「産業デザインの国際分類制定に関するロカルノ協定」（以下「ロカルノ協定」といい、これにともなう分類体系を「ロカルノ分類」という。）への加入を目標に、デザインの対象領域

\* 金・張法律事務所 弁理士 Yee Hwa KOH

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の拡大、登録デザインの保護範囲の拡大、類似デザイン制度の廃止および関連デザイン制度の導入などを主な内容とするデザイン保護法改正案を策定し、第3段階として「産業デザイン国際登録に関するハーグ条約」（以下「ハーグ条約」とします）加入にともなうデザイン国際出願システムの導入を主な内容とするデザイン保護法の全面改正を目標としており、韓国デザイン制度史上もっとも大きな変革が予定されている。以下では、韓国デザイン保護法の改正動向を概括し、これに対する業界の評価および今後の見通しについても詳察する。

## 2. デザイン制度改正の背景とスケジュール

### 2.1 デザイン制度改正の背景<sup>1)</sup>

デザインが産業の競争力を左右する重要な要素として認識され、これによりグローバル企業などがデザインを単に製品の外形を改善する手段ではなく、企業競争力を左右する革新の手段（Design as innovation）として活用する“デザイン経営”を導入している今日、企業環境におけるデザインの重要性が大きくなるに伴い、ここ数年デザイン産業界や学界などは特許庁に対してデザイン制度の改善に関する要請と意見を提示し続けてきており、これと関連したアンケート調査、企業訪問調査、学界および弁理士との懇談会などでは、強いデザイン権の創出と市場変化に対する迅速な対応、およびそれに対する具体的な方策が要求されてきた。

[アンケート調査などでの主な要求および指摘事項]

- 強いデザイン権の創出， 図面要件の緩和が必要
  - デザインコンセプト保護のための合理的方策
  - 未登録デザインの保護
  - デザイン保護範囲の漸進的拡大要請
  - 図面作成ツールの開発・普及
- 市場変化に対する迅速な対応要請
  - 物品（またはデザイン）のトレンド変化にあわせて審査システムに早期反映
  - 類似する物品については一回の出願および登録でよいように改善
  - 多用途物品に対する物品範囲の合理的調整の必要性
- デザイナーや学生などに対する啓蒙のため， デザイン権利化教育・広報強化など

デザイン制度の改正背景には、このようなデザイン関連業界の要求を取りまとめて

(i) 3D図面の提出許容、図面作成方法および提出枚数の自由化、デザイン登録出願補完制度の導入および複数デザイン制度の改善を通じて出願人の便宜を向上させる一方、

(ii) デザイン分野の環境変化と国際的規範に積極的に対応するためにデザインの対象領域を拡大して登録デザインの保護範囲を具体的に定め、

(iii) デザインの創作性要件の強化、独自のデザイン権を認める関連デザイン制度の新設およびデザイン権の存続期間の延長などを通して創作者の権利保護を強化する、

ということがある。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 2. 2 デザイン制度改正のスケジュール： デザイン法・制度・インフラ改善の ための3STEP戦略

韓国特許庁は、デザイン環境変化に伴うデザイン制度革新計画を3段階で計画して推進しており、第1段階では企業・個人へのより簡便な手続の提供、第2段階では強いデザイン権の創出による創作者保護、第3段階では先進国水準の審査の質の向上達成を目標とするデザインビジョンを樹立した。

特許庁の「デザイン法・制度・インフラ改善のための3STEP戦略」によって、第1段階として2010年1月1日から3D図面の提出許容、図面作成方法および提出枚数の自由化、無審査出願品目の拡大、組物の品目の拡大を主要内容とする改正デザイン保護法施行規則が施行されている。また特許庁は、第2段階としてロカルノ協定加入を目標にデザインの対象領域の拡大、登録デザインの保護範囲の拡大、類似デザイン制度の廃止および関連デザイン制度の導入などを主要内容とするデザイン保護法の改正法案について当初2010年7月1日の施行を目標にしていたものの、同改正案は2010年7月7日に国会に提出されたあと現在まで審議中であり、国会審議通過後2012年1月1日施行を目標にしている。さらに第3段階として、2012年7月1日施行を目標にハーグ条約加入に伴うデザイン国際出願システム導入を主な内容とするデザイン保護法全面改正を予告した。

## 3. 改正デザイン保護法施行規則の 主要内容 [STEP1]<sup>2)</sup>

### 3. 1 世界初3D図面提出許容

#### (1) 改正の背景

デザイン業界では、CADプログラムを利用して創作した3次元のモデリングに基づいて、

デザイン登録出願時は図面の記載要件に定められた2次元の斜視図と正投影図法による六面図を抽出してデザイン登録出願をするのが慣行だったが、CADプログラムを利用して創作した3次元のモデリングファイルをデザイン登録出願時にそのまま提出できるようになれば、かなりの時間と費用を節減できるという意見があり、産業界および弁理士業界でも、韓国はデザイン登録出願時の図面と写真に関する基準が厳しすぎるという不満を表明してきた。特許庁はこのような問題点を改善すべく、2010年1月1日から世界で初めてデザイン登録出願時に3次元のモデリングファイル形式で作成された3D図面を提出できるようにした。

#### (2) 3次元のモデリングファイル形式

特許庁は3次元のモデリングファイルによるデザイン登録出願は認めるものの、多様な3次元モデリングファイル形式が存在するなかで時間と予算の制約上すべてのファイル形式を認めることは難しいとして、アンケート調査を通して特許事務所やデザイン業界で主に使用されている3次元CADプログラムのうち70%以上を支援できるAutocad形式である3DS (3D Studio), DWG (Drawing) またはDWF (Design Web Format) ファイル形式のみを認めることに決定した。

従って、日本企業が韓国にデザイン登録出願する場合も、日本と異なり出願時に3D図面を提出することができるが、この場合すべての3次元モデリングファイル形式が認められるのではなく、決められたファイル形式で作成された3D図面に限って提出が可能な点に注意する必要がある。



図1 3DSファイル形式で提出された3D図面の例

一方、2011年4月1日付で施行されたデザイン保護法施行規則によると、3D図面の出願ファイル形式をIGES (Initial Graphic Exchange Specification) ファイルまで拡大し、動的画像アイコンデザインの場合、動画画像ファイル形式であるSWF (Small Web Format), MPEG (Moving Picture Experts Group), WMV (Window Media Video), Animated GIF (Graphics Interchange Format) ファイルを参考図として提出することを認めている。また、補正時には出願時と同じファイル形式を使用しなければならないところ、3D図面が出願した場合は3D図面で、2次元イメージファイル形式の図面が出願した場合は2次元イメージファイル形式の図面でそれぞれ補正する必要がある。

### 3. 2 図面作成方法および提出枚数の自由化

#### (1) 図面作成方法に関する規制緩和

##### 1) 改正背景

これまでは、一つのデザインに対してデザイン登録を受けようとする場合、立体デザインの場合は斜視図と正投象図法による六面図を、平面デザインの場合は表面図と裏面図も必ず提出しなければならない。このため、デザイン登録出願をするために多様な投象図法で創作されたデザインを正投象図法に変換しなければな

らないという煩わしさがああり、デザインの全体的な形態を一つないし二つの図面でも十分に表現できるにもかかわらず、立体デザインの場合は斜視図と正投象図法による六面図を必ず提出しなければならないという負担があった。このため、外国人が自国で最先のデザイン出願をして、その出願に基づいて優先権主張をし、6ヶ月以内に韓国で後続出願する場合、韓国の図面作成要領にしたがって図面を再作成しなければならないなど多くの時間と費用を要する。一方、外国人の最先出願書上の図面と韓国のデザイン登録出願書上の図面が相違することにより審査過程で優先権主張の認否が問題になることもあった。

特許庁はこのような問題点を是正するため、2010年1月1日からはデザイン登録出願時に斜視図と正投象図法による六面図だけではない多様な投象図法による図面作成を認め、少なくとも一つ以上の図面で登録を受けようとするデザインの全体的な形態と創作内容が明確に表現されている場合には登録を受けることができるようにした。

#### 2) 改正された図面作成方法にともなう図面作成

これまでは、デザイン登録出願時、出願書に下図の左のように図面を記載しなければならなかったが、改正された図面作成方法に基づく場合、そのような図面の記載方法はもちろん、下図2～4の右のような記載方法でも出願できるようになった。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

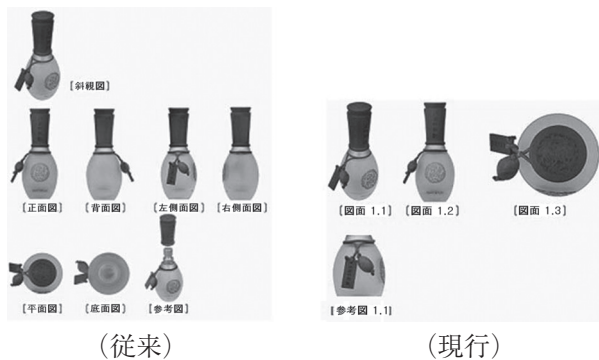


図2 事例1：立体デザインの図面作成事例

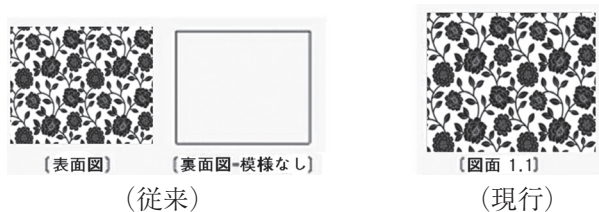


図3 事例2：平面デザインの図面作成事例



図4 事例3：複数デザインの図面作成事例

また、これまでは、日本企業が自国で最先のデザイン出願をし、その出願に基づいて優先権主張をして韓国に出願する場合、日本と異なり斜視図が必須図面であったため、これを更に作成して提出しなければならなかったが、現行制度では斜視図の提出義務が廃止され、出願人の利便性が大きく向上した。

## (2) 図面提出枚数に関する要件緩和

特許庁は、2012年7月1日の施行を目標としているハーグ条約第9条第3項(b)の「いかなる締約当事者も、産業デザインまたは物品が2次元的な場合は1枚、物品が3次元的な場合は

6枚を超える図面を要求できない」という規定を履行するために、従来の斜視図および正投影図法による六面図の提出要件を緩和し、WIPOの「商標法・デザイン法・地理的表示常設委員会」での全世界のデザイン法の手続的側面の統一化に関する議論過程上、他国の先進事例などをベンチマーキングして図面提出要件に関する規制を大幅に緩和し、出願人がデザインの創作内容と全体的な形態を明確に表現する図面を一つまたはそれ以上提出すればデザイン登録を受けることができるように改正した(図5)。

従来	⇒	現行
〈立体デザイン〉 斜視図+六面図 (計7図面) 〈平面デザイン〉 表面図+裏面図 (計2図面)		〈立体・平面デザイン〉 最小1枚以上提出

図5 図面提出枚数の要件緩和

## (3) 図面の項目表示方法および順序の改正

### 1) 図面の項目表示方法

これまでは、立体デザインの場合、[斜視図]および正投影図法による六面図など最小計7図面を、平面デザインの場合は[表面図]と[裏面図]の計2図面を必須図面として提出するように施行規則に規定しており、図面の項目も[斜視図]、[正面図]、[背面図]、[左側面図]、[右側面図]、[平面図]、[底面図]の順に記載するように要求していた。

しかし、改正されたデザイン保護法施行規則では、ハーグ条約加入準備の一環として図面作成方法が自由化された。併せて、ハーグ条約に基づく国際出願書上の図面の項目表示および番号付与方式と一致させる必要性があるため、特許庁は「ハーグ条約の適用のための実施細則」第405条上の図面番号付与方式規定を韓国のデザイン制度にも導入し、[図面1.1]、[図面1.2]、

**本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。**

[図面1.3], [図面1.4], [図面1.5], [図面1.6], [図面1.7], [図面1.8], [参考図1.1], [参考図1.2]と番号を付与するように規定して、個別的な図面の各項目に対する説明はデザイン登録出願書の「デザインの説明」欄に記載することができるようにした。

2) 図面の記載順序

図面の記載順序と関連して、創作したデザインの内容を最もよく表す図面の順に、出願人が創作の内容を考慮して記載するようにした。従って、出願人はデザイン創作時に創作した内容を最もよく表す図面を [図面1.1] と表示して、その重要度の順に従って図面を記載し、審査官はデザインの類否判断の際に番号が早い図面から高い比重をおくことになるので、デザイン登録出願時には新しい方式に従って重要度が高い順に図面を作成して提出する必要がある。

**3. 3 無審査出願対象品目の拡大**

(1) 改正の背景

特許庁は、デザインのライフサイクルが短くなる昨今の趨勢と無審査対象品目の拡大に対するデザイン業界のニーズを反映するとともに、今後の韓国分類と国際デザイン分類（ロカルノ分類）のマッチングにともなう整備とハーグ条約加入時に審査と無審査が混合して出願されることを未然に防ぐ必要性などを考慮し、無審査登録対象品目の大分類と物品数を大幅に拡大した。

(2) 無審査登録対象品目の拡大内容

2010年1月1日以降の出願に対して、改正デザイン保護法施行規則では、無審査登録対象品目を従来の6大分類と画像デザインから10大分類と画像デザインに拡大し、さらに物品のライフサイクルが短い品目、包括的なロカルノ分類と細分化された韓国分類のマッチングを通した

調整および小分類単位の細部事項調整を考慮して、B2類（服飾品）、B5類（履き物）、F1類（教材類）、F2類（事務用品）を新しく無審査品目に加えた。

なお、2011年4月1日付で施行されたデザイン保護法施行規則によると、無審査品目が現行の10大分類から更に18大分類に大幅拡大された（図6）。

施行日	無審査対象物品	
従来 (6大分類)	[A1] 製造食品類 [B1] 衣類 [C1] 寝具類 [F3] 事務用紙類 [F4] 包装紙類 [M1] 織物類 画像デザイン	
2010. 1. 1. (10大分類)	6大分類 +	[B2] 服飾品 [B5] 履き物 [F1] 教材類 [F2] 事務用具
2011. 4. 1. (18大分類)	10大分類 +	[B3] 身の回り品 [B4] かばん [B9] 衣服および身の回り品 [C4] 家庭用保険衛生用品 [C7] 慶弔用品 [D1] 室内小型整理用具 [F5] 広告用具 [H5] 電子計算機

図6 無審査対象品目の拡大

**3. 4 組物の出願対象品目の拡大**

(1) 改正の背景

特許庁は、デザインの統一性（Family-look design<sup>3)</sup>、Mix & Match design<sup>4)</sup>）を強調する昨今のトレンドを反映し、デザインコンセプトが同じ同種物品については組物として出願できるようにすることで出願人の利便性を向上させるべく、日本特許庁で認めている組物の対象品目56品目のうち、これまで国内では組物の対象品目に該当しなかった17品目を追加するとともに、現在の商取引実情に対する現況調査および

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

デザイン業界の意見を反映してさらに38品目を新設することによって、組物の対象品目を計86品目に拡大した。

### (2) 組物のデザイン登録対象品目の拡大

取引市場で組物として頻繁に取引されている品目を新たに追加して、従来の31品目から86品目に拡大された。これにより、一組の髭そり用具セットや水着セットなども組物のデザインとして登録を受けることができるようになった(図7)。

従来	⇒	現行
31品目		既存の31品目
		日本分類を参考に17品目新設
		38品目新設

図7 組物のデザイン対象品目の拡大

## 4. デザイン保護法改正案の主要内容 [STEP2]<sup>5)</sup>

### 4. 1 デザイン分野の環境変化と国際的規範への対応

#### (1) デザインの対象領域の拡大(案第2条第1号)

現行法では、デザインの保護対象を物品の部分および書体を除く“独立かつ具体的な有体動産”である物品に限定しているため、デザイン関連産業界からは国内で保護されていないロゴ、BI<sup>6)</sup>、CI<sup>7)</sup>、グラフィックシンボルなどの2次元的物品およびインテリアデザインなどにまでデザインの保護対象領域を拡大する必要性があると問題提起されている。これを受け韓国特許庁は、デザインコンセプト保護を強化して国内デザイン産業の成長基盤を築くとともに、デザインの物品分類に対する国際的な統一化の趨勢に相応してハーグ条約加入に備えるため

に、デザインの国際分類であるロカルノ協定への加入を予定している。

今回の法改正は、ロカルノ協定による物品名称および分類を国内法に反映するためのものとして、これにより韓国物品分類にはないロゴ、グラフィックシンボルなどにまでデザインの保護対象領域が拡大されることになった。当初、立法予告中にはヨーロッパ共同体デザイン制度の立法例のように物品の定義規定を新設することになっていたが、法制処(日本でいう内閣法制局)の審査過程で物品の部分と書体に対する規定の例を参照し、法第2条第1号の「かっこ書き<sup>8)</sup>」部分にロカルノ分類に基づく物品を追加する修正がされた。また、デザイン登録出願書などに物品の名称およびロカルノ分類に基づく物品類の区分を明示するようにした。

#### (2) 登録デザインの保護範囲の拡大(案第43条第2項)

現行法第43条では、「登録デザインの保護範囲はデザイン登録出願書の記載事項およびその出願書に添付した図面・写真または見本ならびに図面に記載されたデザインの説明に表現されたデザインにより定められる」と規定しているところ、これはデザイン権の保護範囲設定のための客観的な判断資料に関する規定とみることができ、登録デザインの具体的な保護範囲に関する規定はない状態であるが、今回の改正法案では現行法の不備を補完するために登録デザインの保護範囲に関する具体的な基準を第43条第2項に新設することになった。

一方、最近のone source, multi-useのデザイン<sup>9)</sup>のトレンドのもとで、多用途物品の場合は該当デザインを該当物品すべてに出願しなければ権利として保護を受けることができないことから、デザイン権が細分化された結果としてデザイン権は弱くなるばかりではなく、費用だけが多くかかるデザイン制度自体に対する批判が

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

提起されていた。このため、現行法上の“物品とのデザインの関連性”を離れ、デザインのコンセプトを保護して弱いデザイン権を強化するための改正案が作られた。

同改正案では、登録デザインの保護範囲は一般需要者に全体的に同一もしくは類似の印象を与えるデザインすべてを含むこととされた。また、出願書に記載する“デザインの対象となる物品”とその物品類の区分それ自体はデザインの保護範囲に影響を及ぼさないこととし、多用途物品の出現にともなってデザインの保護範囲を拡大し、物品の用途・機能中心の保護からデザインコンセプト自体を保護することができるようにした。

改正案によれば、コンセプトが同一または類似のデザイン、例えば「自動車」と「おもちゃの自動車」、「傘立て」と「鉛筆立て」の場合、物品と関係なく同一または類似のデザインとして判断され、またグラフィックシンボル、ロゴなどの画像デザインに関するデザイン権はあらゆる物品に権利が及ぶようになる。

### 4. 2 デザイン創作者の権利保護強化

#### (1) デザイン創作性要件の強化（案第5条第2項）

外国の有名デザインの形状、模様などを模倣したり、これらを結合して国内で出願したデザインに対しては、その創作的価値を認めないことで国内デザインの創作水準を高める。一方、外国に進出した韓国企業の有名デザインが現地で侵害される場合、それに対する制裁を当該国に要求するためには国内で外国の有名デザインに対する保護が先行しなければならないことから、現行法では“国内”で広く知られた形態によって容易に創作できるデザインはデザイン登録を受けることができないと規定しているところを、改正案では“外国”で周知になった形態についても容易創作規定を適用し、デザイン登

録を拒絶することにした。

#### (2) 関連デザイン制度の導入（案第7条および第42条等）

関連デザイン制度の導入背景には大きく二つの理由がある。

まず第一に、現行類似デザイン制度そのものの問題点に対する改正の必要性があったためである。現行の類似デザイン制度のもとでは、第42条によって類似デザインのデザイン権はその基本デザインのデザイン権と合体するため基本デザインの権利範囲を超えることができず、判例の主流もまた確認説の立場を取って、基本デザインとは類似しないが類似デザインにのみ類似する領域に対してはその権利範囲が認められることはなかった（大法院1989年8月9日付言渡し89フ25判決、1995年6月30日付言渡し94フ1749判決、2008年12月24日付言渡し2006フ1643判決等）。

第二に、韓国が2012年に加入する予定のハーグ条約によれば、登録されたデザインが基本デザインか類似デザインかによって権利の存続期間および効力の範囲が変わることを認めていないので、同協定への加入のためには類似デザインに対しても独自の存続期間および権利範囲を認める必要があるためである。

次に、関連デザイン制度導入に関する改正内容の詳細は下記の通りである。

##### ① 関連デザイン制度の導入および類似デザイン制度の廃止（案第7条第1項）

独自の権利範囲付与にともなう法的効果を明確にして既存の類似デザインとの混同を防止するために、「関連デザイン」に用語を変更した。

##### ② 出願時期の制限（案第7条第1項ただし書）

関連デザインの出願時期に対する制限がなければ基本デザインの類似範囲のうち関連デザインと類似する範囲において実質的に権利が延び



## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る結果が生じることになるので、出願時期を基本デザインの登録が掲載されたデザイン公報の発行日前までとした。

③ 独自の存続期間の付与（案第40条第1項ただし書削除）

これまでと異なり、関連デザインにも独自の存続期間が付与されることになった。

④ 独自の権利範囲の認定（案第42条改正、案第68条第4項および第5項削除）

関連デザインのデザイン権者が登録された関連デザインまたはその関連デザインと類似のデザインを業として実施する権利を独占すると規定し、基本デザイン登録が無効になっても類似デザインは独自に存続できるようになった。

⑤ 関連デザイン権の専用実施権設定の制限（案第47条第1項ただし書新設）

権利範囲が重複する関連デザイン権と基本デザイン権に対してそれぞれ別途の専用実施権の設定を認めることになると権利衝突が発生するため、関連デザイン権だけの独自の専用実施権設定を制限した。

⑥ 2以上の関連デザインのデザイン権に対する移転および専用実施権設定の制限（案第46条第6項および第47条第6項新設）

基本デザインのデザイン権が消滅した場合、その基本デザインに関する2以上の関連デザインのデザイン権は分離して移転することができないようにし、2以上の関連デザインの専用実施権はあらゆる関連デザインのデザイン権について同一の人に同時に設定するようにした。

### (3) デザイン公知証明制度の導入（案第25条の2）

デザイン開発の過程で創作されたデザインのうち未出願のデザインを効果的に保護して競合企業のデザイン模倣を事前に防止できる保護措置を設けるために、正当な創作者を簡単に立証できるよう公信力のある機関による公知証明制

度も導入した。これと関連して、専門機関の業務に未登録デザインの公知証明業務を追加する一方、公知機関に対する最初の公開は法第5条第1項第1号または第2号の公開<sup>10)</sup>に該当するものとみなすことにした。

### (4) デザイン権の存続期間の延長（案第40条第1項）

主要国ではデザイン権存続期間を拡大する趨勢にあることを反映して（ヨーロッパ共同体の場合25年、日本も2006年の法改正により15年から20年に拡大）、創作者の権利保護を強化するために存続期間を延長し、ハーグ条約との調和を図るために存続期間の起算点を変更した。

まず現行ではデザイン権設定登録日から15年である存続期間を出願日から20年に延長し、存続期間が満了する終期の起算点を設定登録日から出願日に変更した。これはハーグ条約加入により、複数デザイン制度の改善によって部分拒絶・部分登録制度<sup>11)</sup>が導入されるに伴い、デザインごとに設定登録日が変わる可能性が生じ、現行のように設定登録日を基準として存続期間を算定する場合、一つの出願（番号）であるのに存続期間がそれぞれ異なるという問題が発生し得るためである。

## 4. 3 デザイン登録出願人の利便性向上のための制度改善

### (1) デザイン登録出願補完制度の導入（案第9条の2新設）

現行制度のもとでは、出願書類に瑕疵がある場合、何らの意見開陳の機会も与えずに当該出願書類を返戻措置<sup>12)</sup>（デザイン保護法施行規則第2条）することで、出願人は瑕疵がある書類を含むすべての書類を改めて作成して提出しなければならないという煩わしさがあつたところ、特許庁では特許法条約（PLT）、商標法条約（TLT）などの規定を反映する一方、ハー

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

グ条約への加入のために出願日認定と関連した条項を新設する必要があることから、出願補完制度を導入した。

これにより改正案では、出願日の認定と関連した重大な瑕疵がある場合は、すぐに当該出願を返戻せず、補完命令を通知して出願人をして瑕疵がある書類のみを補完させるようにし、手続補完書が提出された場合、それが特許庁に到着した日を出願日と認め、補完しなかった場合に当該出願を返戻するようにした。

### (2) 複数デザイン出願制度の改善 (案第11条の2および第26条第4項等)

複数デザイン出願制度は、一部デザイン無審査登録制度の導入とともに、1デザイン1出願の原則の厳格な適用に伴う出願手続の不便解消と出願費用の軽減を図るために1998年3月に導入された制度である。現行法上では無審査品目に限り20個まで複数出願できるようになっているが、実際に審査・無審査登録出願を区分して運営する実益は少ない状態だった。また、韓国が加入する予定のハーグ条約では、同じロカルノ分類に限り100個まで複数出願を認めており、国内法との調和が必要だった。

一方、現行制度のもとでは複数デザイン出願に対して秘密にすることを請求したり、出願公開を請求する場合、または優先審査を請求する場合には出願されたデザインすべてに対して請求しなければならず、一部デザインに対してのみ秘密請求や出願公開または優先審査を請求することができないようになっていた。また一部デザインに拒絶理由がある場合でも、全てのデザインが拒絶決定となってしまう点が出願人の不満を招いていた。

従って、改正案では、審査・無審査登録出願の区分なしに、同じロカルノ分類に属する物品は100個まで複数出願できるようにし、出願人が複数出願された一部デザインに対して選択的

に秘密請求、出願公開請求または優先審査請求をできるようにしたほか、拒絶決定（または登録決定）も一部拒絶決定（または一部登録決定）が可能ないように改善した。

### (3) 職権補正制度の導入 (案第28条の2新設)

現行制度のもとでは、デザイン登録出願に誤字・脱字などのように明らかに誤って記載された事項がある場合でも、出願人への補正要求書の発送を通じてしか修正することができず、補正要求書の発送および補正書の提出という不必要な手続によって手続の遅延を招来していた。このため改正案では、明らかな誤記などの場合には出願人に補正要求書を発送しなくても審査官が職権で補正できるようにして出願人の便宜を向上させ、デザイン登録公報の正確性を高めて取引業界などの登録デザイン権に対する理解増進を試みることになった。また改正案では、職権補正後に補正された内容について審査官が出願人に通知して確認する手続も設けられている。

### (4) 新規性喪失例外主張の手続の改善 (案第8条第2項等)

改正案では、制度運営の効果を高めるために、新規性喪失例外主張の手続を大幅に簡素化した。現行制度のもとでは、新規性喪失例外の主張をするためには出願書に必ずその趣旨などを記載し、出願日から30日以内に証明書類を提出しなければならないが、改正案ではこのような手続上の煩わしさを解消するために、出願時に主張をしなかったとしても、審査官が拒絶理由を通知したり第三者の異議申立または無効審判の請求があった場合、その段階で新規性喪失例外規定に該当することを主張・証明できるようにした。

### (5) 再審査請求<sup>13)</sup>事由の拡大 (案第27条の2)

現行制度のもとでは、「図面、図面の記載事

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

項および写真や見本の補正」に対しては再審査請求制度を利用して補正できるものの、その他の出願書記載事項に対する補正は再審査請求の対象にならず、審判請求時にも自発補正できる機会がない点が不便だった。このため改正案では、第18条で規定している補正事項すべてに対して再審査を請求できるようにした。

### 4. 4 その他の改正事項

以上詳察した事項以外にも、改正案では拡大された先出願の適用要件を緩和して、同一人の出願に対しては拡大された先出願主義を適用しないようにした（案第5条第3項）。このように先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定について同一出願人の適用除外が明確になったことで、例えば日本国において全体意匠の意匠出願をし、その後、当該全体意匠の一部を構成する部分意匠を後発的に意匠出願をした場合において、これら先願の全体意匠と後願の部分意匠の双方について、パリ条約に基づく優先権主張を伴わせて韓国でそれぞれデザイン出願をした場合であっても、法改正前では後願のデザイン出願が当該条項を根拠に拒絶されていたのに対して、法改正後は同一出願人の適用除外が働いて双方のデザインについて出願人が希望する通りにデザイン登録を得ることができることになったので、とくに日本企業にとって意匠出願管理上の煩雑さを回避でき、メリットの高い法改正事項といえる。

また、審査の順位に関する現行施行規則規定（第16条）を法に反映し（案第25条の4）、ハーグ条約加入に備えて図面に写真を含むよう規定（案第5条第3項、第9条第3項等）した。

## 5. ハーグ条約を反映したデザイン保護法改正 [STEP3]

ハーグ条約は2010年9月基準で56ヶ国が加入しているデザインの国際登録に関する条約であ

って、韓国特許庁はデザイン制度の先進化を通じて国際的な地位を強化し、内国人の海外デザイン権取得の便宜をはかるために、一つの出願書をWIPOに提出すれば、複数の指定国に同時に出願することとなる効果を付与するデザインの国際登録に関する条約であるハーグ条約によるデザインの国際出願制度の導入を推進しており、2012年7月1日の国際出願制度の導入および施行を目標としてハーグ条約を反映したデザイン保護法の全面改正を予定している。

## 6. デザイン保護法改正案に対する評価と今後の見通し

### 6. 1 改正案準備手続に対する批判

特許庁では2009年末から2010年3月までデザイン保護法に対する改正計画を樹立して改正案を確定し、2010年3月末に立法予告、2010年6月に法制処の審査、閣僚会議を経て2010年7月7日に改正案を国会に提出した。

これに対し、大韓弁理士会のデザイン制度委員会では、今回の改正案は事前に十分な議論なしに作られ、2010年3月末から1ヶ月間立法予告がなされた後、立法予告日から僅か3ヶ月で法制処および閣僚会議を通過して国会に提出された法案であって、改正案の準備手続に問題があることを指摘した。特に今回の改正案は改正内容になじみがうすい点が多く、その内容が法律全般に及ぼす影響が重大なので、事前に幅広い意見の聴き取りを行わなければならないにもかかわらず、このような手続が十分になされず、たとえ一部の弁理士らが個別的に改正案の成立過程で意見陳述の機会を持ったとしても、関連専門家団体である大韓弁理士会に正式に（公文で）意見照会さえ行われなかった点から推察して、他の法律専門家などの十分な検討があったとも見難い、という意見を表明した<sup>14)</sup>。

今回の改正理由としているロカルノ協定は加

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

入義務があるわけでもなく、既に韓国は2002年からロカルノ分類を採択して登録デザイン公報に表記しており、何より今回の改正案の実質的な改正理由になっているハーグ条約は韓国とEU間のFTAでも遵守義務に対して譲歩を得ている事案であって、加入が急がれるものではなく、この条約の加入に伴う問題点、長所と短所、関連産業界に及ぼす影響、そしてわが国と同一の問題点に当面して加入を先送りしている日本、米国、中国などの対応現況などに対する研究がまだ初歩的な段階であるか、またはほぼなされていない状態であるにも拘わらず、内容の重大さに相応する事前研究と意見聴き取りの手続が不十分であるという指摘もある<sup>15)</sup>。

### 6. 2 デザイン保護法改正内容に対する批判

#### (1) デザインの対象領域拡大について

ロカルノ協定加入に先立ち同協定との調和を図る必要があるという観点から改正案の基本方向については納得のいく面があるものの、一方では、改正案は物品を離れたデザインに関する保護対象範囲の拡大を想定した結果、物品性を前提としている既存の制度的枠組に混乱を招くおそれがあるので、現行法との関係で再検討されるべきだという批判意見がある<sup>16)</sup>。

一方、今回の改正法案で拡大しようとするロゴ、グラフィックシンボルなどは商標法や著作権法で保護されているか、または既に物品と結合して現行法で保護されているもので、新たに追加されるのは農水産物や、ゲットアップ<sup>17)</sup>のうちの室内装飾などに過ぎないので保護範囲を性急に拡大するのではなく、時間をもってこのような点に対する多角的な問題提起と検証を通して新たな規定と現行法との間の調和を図る必要があるという批判意見もある。具体的には、

① デザイン保護法は物品を離れては存在できないデザインを前提に設けられたものであるため、まず物品を離れたロゴなどをデザインに

含めるのか否かが論議されなければならない、含むのであれば、出願手続、審査範囲、権利範囲および関連手数料などに対する検討が必要であり、

② ロカルノ協定の物品分類には果物や野菜、そして魚のような農水産物を含んでいるが、これら物品にいくら人の手を加えても、その過程が農・水産業的生産方法であることを否定することができないため、このような物品が現行法第5条第1項本文の工業上利用可能性要件に合致するか疑問であるので、工業上利用可能性要件の存廃を議論してみなければならない、

③ ロゴやグラフィックデザインが現行法で全く保護されずにいるのではなく、これらデザインは物品と結合して、例えば、織物紙・包装紙デザインや包装容器・衣類および画像デザインなどの部分デザインとして登録されるが、改正案が通過すれば、このような物品の全体デザインまたは部分デザインと、新たに追加されるグラフィックデザインなどが互いに重なるようになるので、これらの間の権利関係を調整する必要があるのか検討してみなければならない、

④ ロカルノ分類に含まれた書体 (typeface) が現行法の「書体」デザインの定義規定と一致するの否かも検討してみなければならない、との意見を表明している<sup>18)</sup>。

#### (2) 登録デザインの保護範囲に関する具体的な基準設定について

改正案で第43条第2項<sup>19)</sup>として新設したデザイン保護範囲拡大に関する規定については、登録デザインの保護範囲の判断に物品の同一、類似または非類似は問題としないと解釈されているが、これに対して改正案のようにデザイン権の保護範囲を物品を離れたものとして取扱うようになると、デザインの類否判断方法に対する予測可能性をなくし、審査の検索範囲の限定に困難を招いたり、ともすると創作者が意図しな

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

い全く他の物品にまで権利行使を可能にできる問題が予見されているので慎重な検討が要望される、という批判意見がある<sup>20)</sup>。

デザインの保護範囲は何より物品と関連して解釈されてこそ侵害に対する予測可能性が確保されて法的安定を期することができ、物品と結合されてこそデザインの本質にも合うようになり、現行法体系全体を直さなくてもよくなるので、デザイン権の物品無制限主義を明文化する改正案第43条第2項がそのまま立法されてはならない、としながら、具体的には、

① 改正案は新たにデザインの対象に含まれるロゴなどを念頭に置いたものと見られるが、あくまでもあらゆるデザインに適用される明文の規定であるので、法院はもちろん、あらゆる関係者の権利範囲の解釈に大きな混乱をもたらす可能性があり、

② この法律の保護対象は産業デザインであって、製品デザインが主な領域であり、ここに視覚デザインの一部が含まれたことで、この法律の保護方式を著作権と同じ方式に転換するのであれば話は別であるが現在のデザイン保護法の原則ではあくまでも、物品との関連性を毀損しない範囲で保護範囲を拡大しなければならず、

③ 改正案で“登録デザインの保護範囲は、一般需要者に全体的に同一または類似の印象を与えるデザイン全てを含む”と規定したが、‘需要者’ではない‘一般需要者’という用語は生産または販売業者を除いた一般消費者を意味するものと解釈される余地があり、そのようになれば、デザインの客観的な保護価値に対する判断を正しく行えるのか疑問であり、

④ 特に、物品を離れて保護範囲を認めようとするならば、審査段階では先行権利者の保護範囲に相応した範囲にある後出願デザインが登録されないようにしなければならないが、現行の新規性規定（第5条第1項第3号）での公知

デザインと類似のデザインの範囲と先出願規定（第16条）で先行デザインの範囲をどの範囲までにするのかに関する問題点があるだけでなく、“物品と不可分”として定義されたデザインの定義（第2条第1号）を無視し、新規性（第5条第1項）、新規性喪失の例外（第8条）、先出願（第16条）、1デザイン1出願（第11条）、関連デザイン（案第7条）、利用抵触（第45条）、各種実施権（第49、50、50条の2、51、52条他）等、類似に関連するあらゆる規定の内容が変わるようになり、この条文1つによってこの法律は全く別の法律になってしまう、という批判意見もある<sup>21)</sup>。

### (3) 関連デザイン制度の内容について

関連デザイン制度の導入の基本方向には賛成であるが、制度の内容について、

① 関連デザインは既に基本デザインと重複保護を享受するデザインなので、公衆の利用権と均衡を考慮すれば、基本デザインが存続期間満了で消滅した後には独自に自己の寿命を主張する根拠がほぼないため、関連デザインの存続期間が基本デザインの存続期間満了日と共に満了になるようにする規定を新設すべきであり、

② 現行法第7条第1項（基本デザインにのみ類似するデザイン要件）は、実体的な無効事由というよりは関連デザインの権利内容を制限するための形式的な要件であり、仮りに基本デザインと非類似であれば、これは正常なデザイン権として保護を受けることができるもので、無効とする根拠がいっそうないものなので、無効事由から除外しなければならず、第2項（関連デザインにのみ類似の関連デザイン適用不可）、第3項（基本デザインに専用実施権が設定された場合、関連デザイン登録不可）は無効事由に追加しなければならず、

③ 改正案第42条（関連デザインのデザイン権の効力）は関連デザインに対する専用実施権

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

設定も可能であるかのように規定されて第7条第3項、第47条（関連デザインに関する専用実施権は基本デザインと共に同一人に同時に設定強制）規定と合わないので削除されなければならない、

④ 関連デザインの出願時期と関連して、基本デザインの登録公報発行日までとなっているが、現行法下で基本デザインが設定登録された後、その公報発行日の間に関連デザインの出願を認めるようになれば、設定登録によって公示された関連デザインの出願登録を認める結果になるので（韓国では公知概念を不特定多数人が知ることができる状態におかれていることをいい、登録デザインはその設定登録日から公知デザインとして解釈運営されている<sup>22)</sup>。これは実用新案が設定登録されると秘密遵守義務のない第三者がいつでも出願一切の書類を閲覧、複写することができるので、実用新案登録日以後にはたとえその公告日前であっても実用新案の内容が公知となったとみるのが相当であるという特許法院の判示によるものである。）、関連デザインの出願は基本デザインの設定登録日前（出願公開申請がある場合、公開公報発行日前）までにすべきである、という改善意見がある<sup>23)</sup>。

### 6. 3 デザイン保護法改正を歓迎する意見

デザイン保護法改正を歓迎する立場は、

① デザインの対象領域拡大について、現在デザインとして保護を受けなければならない対象領域はIT技術の発展に歩調を揃えて広がっており、例えば、インターネットのアイコン、エモーティコン<sup>24)</sup>、携帯電話のトップ画面またはイメージなど、IT技術の先端にいる韓国では特にこのような新たなデザインの保護および育成は必ず必要であり、その一方では、デザイン保護法にロカルノ協定で定める分類体系をそのまま採択することによって韓国になじみのうすいものまでその対象領域に含めることとなる

という懸念はある。しかし、現在、フランス、ドイツ、中国など約40数カ国がこの協定に加入した状態であり、協定に加入していない米国、英国、日本さえもこの分類体系を使用しており、韓国でもこれに伴うデザイン分類電算システムの開発が完了して導入されているので、これまでなかった新たな概念が導入されて混乱をもたらすおそれはほぼないといえ、むしろ韓国がハーグ条約に加入する場合にはロカルノ分類の採択が強制されるので、世界各国が協定に加入するに先立ってデザイン分類体系の統一化をなそうという妥当な立法に該当する、と見ている。

② 登録デザインの保護範囲に対する具体的な判断基準を新設した改正案に対する批判については、改正案でもデザイン権を出願、登録するにおいてデザインの対象になる物品と物品類の区分を特定するようにしている“1デザイン1権利主義”がそのまま維持されていることは明白であり、改正案と共に登録デザインの保護範囲を解釈することによって権利者が保護を受けることを所望する本来のデザインを登録すれば、以後不要なデザイン出願を繰り返さなくても所望する保護を受けることができるようにし、悪質の盗用デザイン出願および登録を防止できる制度を設けることができる点で非常に妥当な立法である、という意見がある<sup>25)</sup>。

### 6. 4 改正案の施行時期など今後の見通し

改正案は原則的に公布後3ヶ月が経過した日から施行し、改正条文中の一部は2012年1月1日から施行するように改正案の附則で規定した。2012年に施行される各事項は、デザインの対象領域拡大、登録デザインの保護範囲に対する基準、関連デザイン制度、複数デザイン制度の改善などと共にその波及効果が大きいことから、施行時期の調整にともなう国民の混乱の最小化および法律改正にともなう電算システムの整備などの必要性によるものである。

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

改正案は2010年7月7日付で国会に提出され、議案番号第8811号として国会に受け付けられて、現在、国会審議委員会の審査段階にある。改正案に対して批判する側では、今回の改正案のなかで少なくとも指摘された事項については国会審議が保留されるべきであるとしながら学界、法曹界、一般消費者団体などの意見を取りまとめて改正案の問題条項がそのまま国会審議を通過しないようにするという立場を表明しており、今回の改正案がいつごろ国会審議を通過するかは現段階では不透明である。特許庁は2012年1月1日から改正デザイン保護法の施行を目標にしていますが、改正案が国会本会議での審議を経て法律として公布されるまでには論議を呼んでいる条項に対する修正・補完がなされる可能性も排除することができないと考えられる。

特許庁が計画したデザイン法・制度・インフラ改善のための3STEP戦略によれば、第1段階である2010年1月1日施行の改正デザイン保護法施行規則に続き、2012年1月1日に施行を予定しているデザイン保護法一部改正法案は第2段階ということができ、2012年7月1日の施行を目標にしているデザイン国際出願システムの導入と先進法体系の構築を反映したデザイン保護法全面改正を第3段階としてデザイン制度の改革が完成される展望になる。特許庁はこの3段階戦略を完成させることにより、デザイン分類と実体的・手続的規定の国際的水準への整備を通じてデザイン創作者などに魅力的なデザイン制度を提供することによって、今後2年後には日本、中国など北東アジアの競争国より少なくとも5年以上先を行くデザイン制度に再生させることを韓国デザイン制度の未来として想定している<sup>26)</sup>。

## 7. おわりに

以上のように、韓国におけるデザイン保護法

の改正動向について見てきたが、正当な権利者がその権利の保護を受けることができるようにデザイン権を強化する方向に改正がなされたという点については歓迎すべき立法案であると評価される。これに現在問題点が指摘されている一部改正事項について十分な意見聴取を経て適切な修正・補完がなされ、下位法令の改正およびその他関連制度が裏付けられる形になれば、デザインの保護および利用を図ることによってデザインの創作を奨励し自国の産業発展に尽くすことを目的とする法律の趣旨に合ったデザイン制度の運営がなされるようになるのではないかと考える。

## 注 記

- 1) パク・ジュヨン「2010年デザイン保護法改正法律案主要内容」知識財産21第113号(2010.10)162-164頁
- 2) ムン・サムソプ「2009年12月に改正されたデザイン保護法施行規則の主要内容に関する小考」知識財産21第110号(2010.1)147-154頁、特許庁「デザイン保護法改正案の主要内容」(2010.10)78-79頁
- 3) 同じ会社から発売された製品が同一のデザインコンセプトを共有し、まるで一つの家族のような似た印象を与えるデザイン。〈例〉アップル社の製品であるアイポッド<sup>®</sup>、 아이폰<sup>®</sup>、アイパッド<sup>®</sup>
- 4) 互いに異なる印象を与える対照的なイメージが混ざり合って調和をなしているデザイン。
- 5) パク・ジュヨン「2010年デザイン保護法改正法律案主要内容」知識財産21第113号(2010.10)165-187頁、特許庁「デザイン保護法改正案の主要内容」(2010.10)9-71頁
- 6) Brand Identity：ブランドイメージを統一する戦略。製品の特性を視覚的にデザインし対外競争力を強化して差別化をはかる試みを指し、具体的には商品ブランドのマーク・ロゴ・色彩・趣向・コーディネーション・広告宣伝活動等の統一など。
- 7) Corporate Identity：企業イメージを統一する戦略。企業の存在意義を簡潔明瞭に表現するため

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- の試みを指し、時代の流れに応じた会社名やマーク等の変更など。
- 8) 現行デザイン保護法第2条第1号は、デザインとは「物品の形状・模様・色彩またはこれらを結合したものであって、視覚を通して美感を起こさせるものをいう」と定義し、かつこで物品の範囲について「物品の部分(組物を除く)」と「書体」を含むと規定しているところ、改正案では物品の範囲に「産業デザインの国際分類制定に関するロカルノ協定」で定めるものを追加した。
  - 9) 同一のデザインコンセプトを使用した多用途・多機能物品。〈例〉同一デザインの鉛筆立てとゴミ箱など
  - 10) デザイン登録出願前に国内または国外において公知となり、又は公然実施されたり(デザイン保護法第5条第1項第1号)、頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通して公衆が利用可能となった場合(同第2号)をいう。
  - 11) 現行制度のもとでは複数デザイン出願をした場合1出願として取り扱われるため、複数のデザインのうち一部デザインにのみ拒絶理由がある場合でも全体を拒絶とし、拒絶理由がない一部デザインの登録を受けることができなかったが、改正案では部分拒絶・部分登録制度を導入し、拒絶理由があるデザインに対してのみ拒絶決定し、拒絶理由がないデザインは登録を受けることができるようにした。
  - 12) 出願に関する書類・見本、その他の物品(出願書類等)に重大な瑕疵があつて出願日を認めることができない場合、適法な出願書類等とみなさずに不受理とし返還することをいう。
  - 13) 2009年7月1日施行の改正法で導入された制度。再審査請求制度は、拒絶決定を受けた場合、拒絶決定不服審判を請求しなくても、拒絶決定書の副本送達日から30日(拒絶決定不服審判の請求期間が延長された場合にはその延長された期間)以内に図面、図面の記載事項及び写真や見本を補正すると同時に再審査を請求すれば、審査官の再審査を受けることができる制度(デザイン保護法第27条の2)。ただし再審査の結果出された拒絶決定に対しては、再び再審査を請求することはできず(同条第1項ただし書)、再審査を請求する場合、当該出願に対してすでに出された拒絶決定は取り消されたものとみなす(同条第2項)。
  - 14) 大韓弁理士会デザイン制度委員会「デザイン保護法一部改正案(議案番号8811号)に関する意見書」特許と商標 第749号(2010.11)
  - 15) キム・テユン, キム・ヨンファ, キム・ウン, ノ・テジョンなど「デザイン保護法一部改正案に関する意見」(2010.9)
  - 16) ノ・テジョン「2010年デザイン保護法改正案に関する問題と改善意見」創作と権利 第59号(2010.6) 229-230頁
  - 17) ゲットアップ(Get-up)とは、ロカルノ分類第9版で新設された分類である第32類に属するもので、「表面模様」をいう。ロカルノ分類第32類にはその他に室内インテリア配置、グラフィックデザイン(2次元)、グラフィックシンボル、ロゴ、表面模様及び装飾、パターンが属している。
  - 18) 大韓弁理士会デザイン制度委員会「デザイン保護法一部改正案(議案番号8811号)に関する意見書」特許と商標 第749号(2010.11)
  - 19) 登録デザインの保護範囲判断基準と関連して、改正案第43条第2項では「登録デザインの保護範囲は、一般需要者に全体的に同一又は類似の印象を与えるデザインすべてを含む。この場合、出願書に記載したデザインの対象となる物品とその物品類の区分それ自体はデザインの保護範囲に影響を及ぼさない」と規定した。
  - 20) ノ・テジョン「2010年デザイン保護法改正案に関する問題と改善意見」創作と権利 第59号(2010.6) 234-238頁
  - 21) 大韓弁理士会デザイン制度委員会「デザイン保護法一部改正案(議案番号8811号)に関する意見書」特許と商標 第750号(2010.11)
  - 22) ノ・テジョン「2010年デザイン保護法改正案に関する問題と改善意見」創作と権利 第59号(2010.6) 221頁
  - 23) 大韓弁理士会デザイン制度委員会「デザイン保護法一部改正案(議案番号8811号)に関する意見書」特許と商標 第750号(2010.11)
  - 24) Emoticon:感情アイコン,顔文字
  - 25) イ・ミンジェ「デザイン保護法改正を歓迎する」特許と商標 第747号(2010.10)
  - 26) パク・ジュヨン「2010年デザイン保護法改正法律案主要内容」知識財産21第113号(2010.10) 188-190頁

(原稿受領日 2011年2月14日)